

共済減収調査結果

－ 平成23年産麦類及びもも －

【調査結果の概要】

1 麦類（一筆方式）

(1) 群馬県

共済金支払基準となる減収割合（30％）を超えた減収面積は482ha、減収量は815 tであった。

(2) 埼玉県

共済金支払基準となる減収割合（30％）を超えた減収面積は1,890ha、減収量は3,240 tであった。

2 もも（半相殺方式（減収総合方式））

主な調査対象都道府県である和歌山県において、共済金支払基準となる減収割合（30％）を超えた減収面積は130a、10a当たり減収量は780kg、10a当たり減収率は49.6%であった。

【統計表】

1 平成23年産麦類（一筆方式）の減収面積及び減収量

調査対象 都道府県 麦種	減収面積			減収量		
	計	減収割合		計	減収割合	
		30%以下	30%超		30%以下	30%超
	ha	ha	ha	t	t	t
群馬	4,530	4,050	482	2,640	1,820	815
小麦	3,660	3,420	238	1,930	1,550	379
二条大麦	656	448	208	554	174	380
六条大麦	213	177	36	152	96	56
埼玉	4,890	3,000	1,890	4,560	1,320	3,240
小麦	4,380	2,710	1,670	4,000	1,190	2,810
二条大麦	286	159	127	268	63	205
六条大麦	139	73	66	215	40	175
はだか麦	84	62	22	79	31	48

注：1 減収面積及び減収量とは、収穫量が共済基準収穫量から減少した調査対象地域の面積及び量について、区分（減収であった筆、減収割合が30%以下であった筆、減収割合が30%超であった筆）ごとに、調査筆の減収面積割合及び10a当たり減収量等をもとに推計した値である。

2 減収割合とは、筆の減収量の共済基準収穫量に対する割合であり、30%以下及び30%超の区分は、本調査において、一般的な共済金支払開始損害割合をもとに設定しているものである。

この統計調査結果で使用している統計表は、政府統計の総合窓口（e-Stat）の「統計データ新着情報」でご覧いただけます。

【 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do> 】

2 平成23年産もも（半相殺方式（減収総合方式））の減収面積、10a 当たり減収量及び10a 当たり減収率

調査対象 都道府県	減収面積			10a 当たり減収量			10a 当たり減収率		
	計	減収割合		減収平均	減収割合		減収平均	減収割合	
		30%以下	30%超		30%以下	30%超		30%以下	30%超
	a	a	a	kg	kg	kg	%	%	%
福島	219	197	22	468	264	1,290	22.2	15.3	49.7
新潟	247	60	187	812	215	967	59.6	16.4	70.7
山梨	225	131	94	514	209	950	28.8	12.4	52.3
長野	412	249	163	531	306	882	27.8	15.4	47.0
和歌山	256	126	130	516	267	780	31.6	14.8	49.6
香川	181	121	60	274	179	520	24.7	16.6	45.7

- 注：1 減収面積とは、10a 当たり収量が10a 当たり共済基準収穫量から減少した調査筆の面積について、区分（減収であった筆、減収割合が30%以下であった筆、減収割合が30%超であった筆）ごとに合計した値である。
- 2 10a 当たり減収量及び減収率とは、調査筆の10a 当たり収量が10a 当たり共済基準収穫量から減少した数量及び割合について、区分ごとに調査筆の平均値を算出したものである。
- 3 減収割合とは、調査筆の10a 当たり減収量の10a 当たり共済基準収穫量に対する割合であり、30%以下及び30%超の区分は、本調査において、共済金支払開始損害割合をもとに設定しているものである。

【調査の概要】

1 調査の目的

本調査は、作物統計調査の中の共済減収調査として実施したものであり、共済基準減収量及び共済基準減収量に係る作付面積を調査し、農業災害補償制度（農業共済）における損害の額について国が行う認定審査の資料を作成することを目的としている。

2 調査の対象

(1) 麦類

ア 調査対象引受方式

一筆方式

イ 調査対象

共済金額がおおむね10億円以上の都道府県を調査対象都道府県とし、一筆方式により引き受けられている筆から選定した減収標本筆を対象に実施した。

ウ 調査対象数

作物	調査対象数			うち減収であった筆数
	計	減収標本 実測筆数	減収標本 見積り筆数	
麦類	1,276 筆	259 筆	1,017 筆	158 筆

注： 減収標本見積り筆は、減収標本実測筆と同単位区内の筆から無作為に抽出した4筆とし、4筆未満の場合は当該単位区内の全ての筆とした。

(2) もも

ア 調査対象引受方式

半相殺方式（減収総合方式）

イ 調査対象

共済引受農家戸数が100戸以上かつ共済金額がおおむね1億円以上の条件を満たす都道府県を調査対象都道府県とし、半相殺方式の減収総合方式により引き受けられている筆から選定した果樹共済基準筆を対象に実施した。

ウ 調査対象数

作物	調査対象数 (うち減収であった筆数)	調査対象筆 共済引受面積計	参 考	
			共済引受面積	共済基準収穫量 (共済加入樹園地計)
もも	400 (183)	3,400	90,333	13,107,954

注1： 参考の数値は農林水産省経営局『農業災害補償制度果樹共済統計表』による。

注2： 共済引受面積及び共済基準収穫量（共済加入樹園地計）は、平成20年産の数値であり、調査対象都道府県の数値を合計したものである。

3 調査事項

共済基準減収量及び共済基準減収量に係る作付面積

4 調査期日

収穫期

5 調査方法

(1) 麦類

各都道府県の共済引受状況（共済引受面積等）に基づき選定した、減収標本筆に対する職員による実測調査及び巡回・見積りの方法により行った。

(2) もも

各都道府県の共済引受状況（品種又は栽培方法等による区分の割合等）に基づき選定した、果樹共済基準筆に対する職員の実測調査の方法により行った。

6 集計方法

(1) 麦類

調査事項について、減収標本実測筆・見積り筆結果及び巡回・見積り結果を集計して取りまとめを行った。

(2) もも

調査事項について、果樹共済基準筆の実測調査結果を集計して取りまとめを行った。

7 実績精度

(1) 麦類

実績精度（減収量（減収割合30%超））は、群馬県で18%、埼玉県で5%であった。

(2) もも

実績精度（10a当たり収量）は、福島県で5%、新潟県で14%、山梨県で5%、長野県で7%、和歌山県で5%、香川県で6%であった。

8 用語の解説

- (1) 麦類の一筆方式とは、農業共済における引受方式のうち、筆ごとの減収量により損害を把握する方式である。
- (2) ももの半相殺方式（減収総合方式）とは、農業共済における引受方式のうち、農家単位で被害筆の減収分のみにより損害を把握する方式である。
- (3) 品種又は栽培方法等による区分とは、果樹共済において引受が行われている区分単位であり、同一の作物であっても品種等によって収穫時期及び被害の発生等に差異があることから、作物ごとに品種等により定めている区分である。
- (4) 共済金額とは、被害が生じた場合に支払われる共済金の最高限度額である。
- (5) 共済基準収穫量とは、その年の天候を平年並みとして、肥培管理なども普通一般並みに行われたときに得られるいわば平年の収穫量であり、筆ごとに定められ、被害があったとき、損害評価や支払共済金の額の算定の基準となるものである。
- (6) 共済基準減収量とは、当該筆の収穫量が、当該筆の共済基準収穫量を下回った数量をいう。

9 利用上の注意

統計数値については、下記の方法によって四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。

原 数		4 桁 (1,000)	3 桁以下 (100以下)
四捨五入する桁数（下から）		1 桁	四捨五入しない
例	四捨五入する前（原数）	1,234	123
	四捨五入した後（統計数値）	1,230	123

10 その他

この資料の詳細な数値についてはホームページに掲載（平成24年10月予定）するとともに、その後刊行する『農作物災害種類別被害統計（被害応急調査結果）』に掲載する。

なお、ホームページに掲載した後の正誤情報はホームページでお知らせする。

【ホームページ掲載案内】

○各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報でご覧いただけます。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

この結果の分野別分類は「作付面積・生産量、被害、家畜の頭数など」に分類しています。

【関連リンク】

農業災害補償制度関係ページ：農林水産省＞組織・政策＞経営局＞農業災害補償制度（農業共済）
http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai_hosyo/

問合せ先

◎本統計調査結果について

農林水産省 大臣官房統計部
生産流通消費統計課 普通作物統計班
電話：（代表）03-3502-8111 内線：3682
（直通）03-3502-5687

生産流通消費統計課 園芸統計班
電話：（代表）03-3502-8111 内線：3680
（直通）03-6744-2044

◎農林水産統計全般について

農林水産省 大臣官房統計部
統計企画管理官 広報普及班
電話：（代表）03-3502-8111 内線：3589
（直通）03-6744-2037